

朝日町第3次行財政改革大綱

平成16年11月策定

朝 日 町

第3次朝日町行財政改革大綱

目 次

第1 行財政改革の必要性とその背景

第2 行財政改革の目標と視点

1. 大綱の目標と視点
2. 大綱の推進期間と推進体制

第3 自立を支える財政基盤の確立

1. 財政の状況と健全化対策
2. 人事、組織の見直し
3. 広域行政のあり方
4. 病院事業の経営健全化

第4 活力あるまちづくりのための町民と行政の協働推進

1. 町民とともに歩む公正、効率的な行政運営
2. 町民の視点に立った業務の推進
3. 民間委託の推進
4. 公共施設の管理

第5 町民の視点に立った成果志向の行政経営システムの構築

1. 新行政経営システムの必要性
2. 町の目指す「新しい行政経営」
3. 具体的な仕組みづくり
4. 総合発展計画との連結

第6 職員の意識改革と能力開発

1. 職員の意識改革
2. 人材育成と能力開発

資料

第3次朝日町行財政改革大綱

第1 行財政改革の必要性とその背景

わが町では、平成8年4月に策定した「朝日町行財政改革大綱」を基本とし、財政基盤の強化、組織機構の再編、事務の効率化等に取り組んできました。更に平成12年3月には大綱の改定を行ない、町財政の健全化に向け具体的数値目標の設定や行政評価システムの導入、町職員の能力開発と資質向上など、成果重視の行政運営を目指して行財政改革を進めてきました。

この間財政面については、予算要求の限度額を提示するシーリング方式の採用や経常経費分を予め配分する枠配分方式を導入するなど政策的経費の確保に努めてきました。また、具体的業務の目標を町民に明らかにし、その目標に対する成果やコストなどを評価する行政評価システムを平成14年度から導入し、より町民の視点に立った効率的業務遂行を実践しております。

組織機構の見直しについては、税務課と町民課及び農林課と商工観光課の統合、西・北部公民館職員の削減など組織のスリム化を目指し取り組んできました。また、小学校の統廃合についても、平成12年の立木小学校の統合から順次水本、送橋、上郷と本校の統合を行い効率的な環境整備に努めてきました。

職員の能力開発と資質向上については、山形県市町村職員研修所への派遣研修と行政評価研修を中心とした内部研修を実施してきました。

「朝日町行財政改革大綱」を基本に、これらの取組みを実施してきましたが、今日の社会情勢は、急速に進展する少子高齢化、国際化、情報化の中で個人の価値観も多様化・複雑化してきています。また、バブル崩壊後の景気低迷の長期化により、市町村はもちろん国や県も税収の低下が顕著になり、公債依存の高い財政運営を余儀なくされている現状にあります。

これら財政の立て直しを中心に、国の目指す小さな政府、地方自治体への分権の推進をめざし、国と地方の財政関係について、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方の税源配分を一体的に検討しながら進める「三位一体の改革」が推進されています。この改革については、まだ不透明な部分が多い現状ですが、当町の地方交付税への依存度（本年度予算に占める交付税比率51.3%）は、極めて大きい状況であるとともに、歳出に占める経常的経費が年々増加し、かつてない危機的状況になっています。さらに、地方分権の推進により、自己決定、自己責任に基づいた自立した地方自治体への変革が求められています。これまでの国主導の全国画一の行政から地域の実情にあった多様な地域づくりが

可能になった反面、多様化、高度化する町民ニーズに行政が主体となって対応することは困難であり、これまで同様の一律的な公共サービスの維持は限界に達しつつあります。

このような時代の変革を踏まえ、これまでの行政手法では新たな時代の要請に柔軟に対応することはできない状況にあります。限られた予算と人員を有効に活用し町民の満足度を向上させるため、平成12年に改定した「朝日町行財政改革大綱」を抜本的に見直し、町民ニーズに対応した柔軟性のある行政経営を目指し、新たな朝日町行財政改革の指針となる大綱を定めるものです。

第2 行財政改革の目標と視点

1. 大綱の目標と視点

行財政改革の目標は、「しっかりした暮らしを築くエコミュージアムのまちをめざし、自立のまちづくりを進める行政経営システムを構築する」こととし、町財政の健全化を基本とし、従来の制度や組織機構にとらわれることなく、時代の変化に対応した行政経営をめざします。

現在の危機的財政状況を克服し、町の発展と町民生活が継続的に向上することをめざして以下の4点を改革の視点と定めます。

○視点1 自立を支える行財政基盤の確立

町が町民の期待に応えるためには、持続可能なしっかりした行財政基盤を確立しなければなりません。そのためには財政の健全化に向けた取組みが基本となります。事業実施にあたっては、総合発展計画を基本とし、地域社会・経済の活性化の視点から効率的、重点的に実施していきます。また、町の組織機構や定員については、従来の業務内容にとらわれることなく、町民ニーズに対応できる効率性を重視した見直しを図ります。

○視点2 活力あるまちづくりのための町民と行政の協働推進

活力あるまちづくりを推進するためには、行政だけで進めることはできません。町民、各地区、各種団体、企業、NPO、ボランティア組織など地域社会の構成員がそれぞれの立場でまちづくりに参加することが必要になります。そのためには、それら構成員と行政のかかわりを深めるためのシステムづくりや組織づくりが求められます。お互いの役割を明確にしながら、互いの知恵と工夫がまちづくりに活かせるよう推進します。

○視点3 町民の視点に立った成果志向の行政システムの構築

現在取り組んでいる行政評価システムは、業務棚卸表を活用し成果指向型行政運営を模索中であり、これらの具体的運用システムの確立に向けた取り組みが必要です。また、住民ニーズへの迅速な対応と効率的な事務処理ため、業務のやり方についても全般的見直しを進めます。

○視点4 職員の意識改革と能力開発

職員一人ひとりが、現在の厳しい状況を認識すると共に、全体の奉仕者であるとの基本姿勢を大切に、まちづくりの担い手としての自覚と責任を持ち、しっかりした目標実現に向けた日々の業務遂行が基本となります。特に、組織を管理する立場にある職員については、そのリーダーシップが政策の成果を左右するとの強い認識が必要です。また、職員は、まちづくりの最先端を担う貴重な人材であることを認識し、自己の意識改革と能力開発を積極的に進めると共に、職員研修体制を確立します。

2. 大綱の推進期間と推進体制

この大綱の推進期間は、平成17年度から3ヵ年とし、取り組み課題については平成20年3月までに実現をめざします。

また、推進体制は、町長を本部長とした「朝日町行財政改革推進本部」が中心となり全庁をあげて取り組み、町民に定期的に広報紙やホームページ上でお知らせし、行革担当部署を設け、各担当課に実践の計画書を求め推進管理にあたります。さらに、町議会や行政改革審議会等の意見を踏まえると共に広く町民の声を反映させます。

第3 自立を支える財政基盤の確立

1. 財政の状況と健全化対策

(1) 本町の財政状況

わが町は、これまで「自然と人間が共生し、しっかりした暮らしを築くエコミュージアムのまち」実現に向けて、さまざまな施策を展開してきました。

これらの施策の展開に伴う起債の発行と公債費の増大する中、長引く景気の低迷による税収減や地方交付税の大幅削減が人件費や補助金の歳出削減のスピードより早く、当初予算を編成するにも厳しい状況となっています。

また、平成15年度決算では経常収支比率が95.9%となり、県内町村の

中ではもっとも厳しい数字となりました。特に、人件費分については、毎年決算額の 35%程度と非常に高い状況となっています。平成16年度当初予算においては、地方交付税が51.3%で歳入総額の半分以上を占める一方、歳出に占める人件費と公債費の合計は52.4%で経常的経費が改善されていないところにわが町の財政構造の課題があります。

さらに、今後の交付税の動向によっては、予断を許さない状況にあり、今後とも経常的経費の削減と歳入の確保のための改革を進め、財政の健全化に努めます。

(2) 財政見通しと健全化対策

平成15年度決算及び平成16年度当初予算等から、今後の財政見通しについての確に把握していく必要があります。特に国の三位一体の改革の中で歳入がどのように推移するのか。また、歳出の削減を具体的な数値目標をもって反映させる見通しを立てていかなければなりません。なお、大綱については3カ年の計画ですが、財政見通しについては平成17年度から5年間で推計しています。

自立のための健全化対策とその後の財政見通し

健全化対策の基本的な考え方

- (1) この行財政改革大綱は3カ年の計画であります。初年度、次年度は歳出の削減を積極的に進め、最終年度まで住民から理解を得られるよう説明して、各種使用料、手数料の見直しや各種事業の受益者負担の見直しを行います。
- (2) 自主財源の確保のため、利用予定がない町有地の売却などの処分や特定目的基金の活用を図っていきます。
- (3) 歳出削減の主要な経費である人件費については、職員数及び手当の削減を中心に行い、民間的発想を取り入れ職階制による運用をめざします。また、一般行政職員の採用を最小限にとどめ、職員の配置については、業務の内容を精査して、効率的な業務を進めるため、民間で行なうことができるものは、民間委託を積極的に進めます。
- (4) 内部管理経費の削減のため、これまでの慣例にこだわらず、廃止、削減、見直しを進めます。
- (5) 補助金等については、これまで補助金を交付してきた団体の事業内容を把握し、その内容により見直しを進めるとともに、広域事務組合負担金見直しについても検討をします。
- (6) 行政の制度やシステム全体についてあらゆる角度から見直し、効率的

な行政運営がはかられるよう改革を進めます。

- (7) 全体の予算規模が大幅に縮小されることから、經常の業務については、効率性を判断しながらできるかぎり実施していきますが、投資事業については緊急度の高いものから年次計画を立てて実施します。

具体的な方策

(1) 歳入確保対策

- ①町税の収納率や口座振替加入率の向上に努めます。
- ②各種使用料、手数料や保育料、各種事業の受益者負担金については、平成19年度を目標にして見直します。
- ③使用していない町有財産については、積極的に処分して歳入の確保を図ります。
- ④広報紙へ企業広告掲載をして歳入の確保を図ります。
- ⑤特定目的基金については、有効活用のため歳入に繰り入れます。

(2) 歳出削減対策

- ①人件費の削減については、職員数の削減、手当ての見直し、昇給の見直し、職階制による給与の見直しなどにより削減を進めます。
- ②民間委託については、農業研究所、世界のりんご園や図書館の管理運営、病院・学校の給食業務、水道施設の維持管理業務、役場窓口受付業務、西北部公民館管理運営について実施します。また、保育所の民営化についても検討をします。
- ③内部管理経費の節減については、公用車運転業務、庁舎等清掃管理業務、町費負担指導主事の見直し、公用車の軽自動車化、物件費の削減などを実施します。
- ④補助金等の廃止・縮減については、団体運営補助、事業補助の見直しをしていきます。また、広域事務組合負担金の見直しについても新たな視点で検討していきます。
- ⑤事務事業の整理統合、新財務会計システム導入、投票区の見直し、特別会計への繰り出しのルール化などを実施するとともに、この大綱が確かに実行されるよう行政改革審議会を通じて町民の意見を反映させていきます。

5年間の収支見通し(自立のための財政計画)

単位:百万円

	区 分	平 1 6	平 1 7	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1
歳入	町 税	556	563	542	543	545	525
	地 方 交 付 税	2,408	2,285	2,180	2,080	2,015	1,975
	町 債	442	409	502	405	262	235
	国 ・ 県 支 出 金	365	310	465	300	300	300
	繰 入 金	135	60	134	246	210	10
	そ の 他	554	488	452	454	458	455
歳 入 計 (A)		4,460	4,115	4,275	4,028	3,790	3,500
歳出	人 件 費	1,208	1,067	989	957	901	830
	公 債 費	1,018	908	855	827	734	662
	投 資 的 経 費	469	318	576	370	250	250
	そ の 他 の 経 費	1,685	1,644	1,633	1,629	1,626	1,616
歳 出 計 (B)		4,380	3,937	4,053	3,783	3,511	3,358
形式収支 (A) - (B)		80	178	222	245	279	142

2. 人事、組織の見直し

(1) 人材の活用とやりがいのある職場づくり

適材適所の人事配置を基本に、職員の能力が最大限に発揮されるよう人材の活用を図ります。女性職員については、男女共同参画社会基本法の趣旨に鑑み、様々な職務への配置を進めるなど活躍の場を拡大していきます。また、各職員の職務内容を明確にし、職務に対する権限と責任を持って行動ができるようにします。

(2) 職員の定員管理の適正化

職員の定員については、新たな時代の進展や社会経済情勢の変化に対応できるよう、事務事業の見直しを行いながら適正な定員管理に努めます。更に職員採用については、当面の間専門職を除き、一般行政職員の採用は必要最小限度にとどめ、平成19年度当初の職員数176名の体制をめざします。

(3) 組織の見直し

住民との協働による町づくりを実現するため、最も効果の上がる行政サービスを行うための組織機構を構築します。施策の体系化と「選択と集中」を踏まえた戦略的な行政展開をおこなうとともに、新しい行政需要にも的確に対応できる組織機構を構築します。意思決定の迅速化を図り、緊急時には速やかに協力体制が取れる組織体制を実現します。

(4) 審議会等の見直し

既存の審議会等について、開催状況や地方分権推進による設置規制の緩和等を踏まえ、整理統合や委員数の見直しを図るとともに存在意義を再検討します。委員の選任にあたっては、より多くの町民の意見を町政に反映することが出来るよう幅広く選任することに努め、委員の一般公募制の導入も検討します。女性の政策決定課程への参画拡大を推進するため、女性委員の就任率向上を積極的に進めます。

(5) 新たな給与制度の検討

歳出に占める人件費の割合は、義務的経費として財政運営に与える影響が大きく、住民サービスの低下を極力抑え財政の健全化を達成するためには、職員給与の削減や昇給延伸など人件費の削減をも検討する必要があります。また、国の公務員制度改革大綱で示されている新たな給与制度についても研究し、対応します。

3. 広域行政のあり方検討

現在西村山1市4町による広域行政事務組合が組織され、老人ホーム、消防、斎場、ごみ収集を中心に広域行政を実施しています。年々負担金の増加による町財政への圧迫もみられ、広域業務の見直しの時期にきています。また、市町村合併をせず自立の道を選択したので、広域行政の全般的なあり方についても検討を始めます。

4. 病院事業の経営健全化

町立病院の運営については、これまでの努力にもかかわらず実質収支が赤字を計上し、累積欠損金が増加しております。公立病院という制度や医療診療圏が限られていることなど、現在の病院の抱えている多くの課題等もありますが、今後、経営方針を策定し、健全経営を可能なかぎり進めます。

- (1) 「心がかよう安心と信頼の身近な町民の病院」を基本理念とし、医師、看護師をはじめ、病院で働く職員が一致協力し、心のこもった医療サ

ービスの向上に努めます。

- (2) 経営情報の共有化を推進し、職員の経営意識のさらなる向上をはかります。
- (3) 病床利用率の向上、維持等を図り、収益の確保をはかります。
- (4) 業務の民間委託の活用等により、業務の効率化とコストの縮減を進めます。
- (5) 町民のニーズに応じた安全で良質な医療を提供するため、医師の確保、定着化、医療機器及び施設の計画的な整備に努め、診療体制を充実します。

第4 活力あるまちづくりのための町民と行政の協働推進

1. 町民とともに歩む公正、効率的な行政運営

よりよい地域社会の構築のためには、地域住民が主体的に行動し、協力して取り組めるよう進めていくことが重要です。また、町民のニーズも多様化し、増大してきております。すべてを行政のみで対応することは困難な状況となっており、これまで行政が主体的に実施してきたものを、「住民がやるべきこと」、「住民と行政が一体となってやるべきこと」、「行政がやるべきこと」に明確に分担化し、町民に理解が得られるよう十分な説明を行い、公正、効率的な行政の仕組みを確立し、町民との協働によるまちづくりを推進します。

具体的には、行政と町民、各地区、各種団体、企業、NPO、ボランティア組織等との新しいパートナーシップの確立によって、地域経営の能力を高め、役割分担と責任においてサービスネットワークを形成し、公正で効率的な町民サービスの向上に取り組みます。

2. 町民の視点に立った業務の見直し

行政事務見直しによる事務能率の向上や経費節減は、これまでも取り組んできた基本的な行財政改革ではありますが、更に見直しを行ない効率的で効果的な町政をおこないます。また、職員自ら日々の業務改善を行ない真に町民が望むサービスを提供し、これまでの慣行や前例にとらわれない生き生きとした地域づくりができるように転換することが大切です。

さらに、本町の持続的な発展を目指すためには町民、議会、行政が共通の将来計画を持ち、事務事業の優先順位を明確に定め、人、もの、金、情報など限られた資源の有効活用を図ります。

３．民間委託の推進

地方分権が一層推進され、地方自治のあり方が新たな段階に入っている今日、本町の行財政が社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう改革し、町民の福祉向上と活力ある地域社会の構築が求められております。そのために行政は、最小の経費で最大の効果を上げるようしなければなりません。その手段として民間ができる業務は民間に委ねる民間委託を積極的に進め、コストの削減と町民との協働によって地域の活力を高めていきます。また、短期間の業務等については、適宜対応をします。

４．公共施設の管理

町民ニーズの拡大や多様化に対応した、より利用しやすい公共施設になるよう管理運営について見直しを進めます。施設の目的と現況を把握し、目的があわなくなった施設については廃止、統合を進め、利用方法、利用時間帯など運営方法については継続的に点検を行います。

行政が行ってきた公の施設の管理運営について、民間事業者の参入が可能となった「指定管理者制度」を導入し、利用者の満足度を高めた管理を行います。

更に、施設管理の運営コストを明確にすることが大切であり、それぞれの施設の妥当性を検証し施設運営の改善を図ります。

第５ 町民の視点に立った成果志向の行政経営システムの構築

１．新行政経営システムの必要性

（１）背景について

- ・右肩上がりの経済成長を前提としたこれまでの社会経済システムが大きく変わっています。
- ・中央集権を基本に形成されてきた行政システムが、地方分権型社会に対応した新たなシステムの構築がなされています。

（２）行政システムの課題であった、対処療法的な改善活動や短期間の断片的になりがちな行政を評価、判断をすることにより、目的から見直しをおこない、抜本的な改革を進めます。

また、目的に沿って、歳入に見合った業務を行う必要から事業選択を実施します。

2. 町の目指す「新しい行政経営」

◆**成果主義の行政経営で、町民の満足度が向上する状態の実現をめざしていきま**す。

- (1) 第4次朝日町総合発展計画の実現に向けた行政経営を行います。
- (2) 町民の視点に立った政策決定と生産性、効率性の高い行政経営を行います。
 - ・個別の任務ごとの目的と達成度を明確にします。
 - ・より効果的、効率的な方法の選択をします。
 - ・手段、達成度合いを公開します。
- (3) 町民と行政のパートナーシップ（協働）による政策展開をめざします。

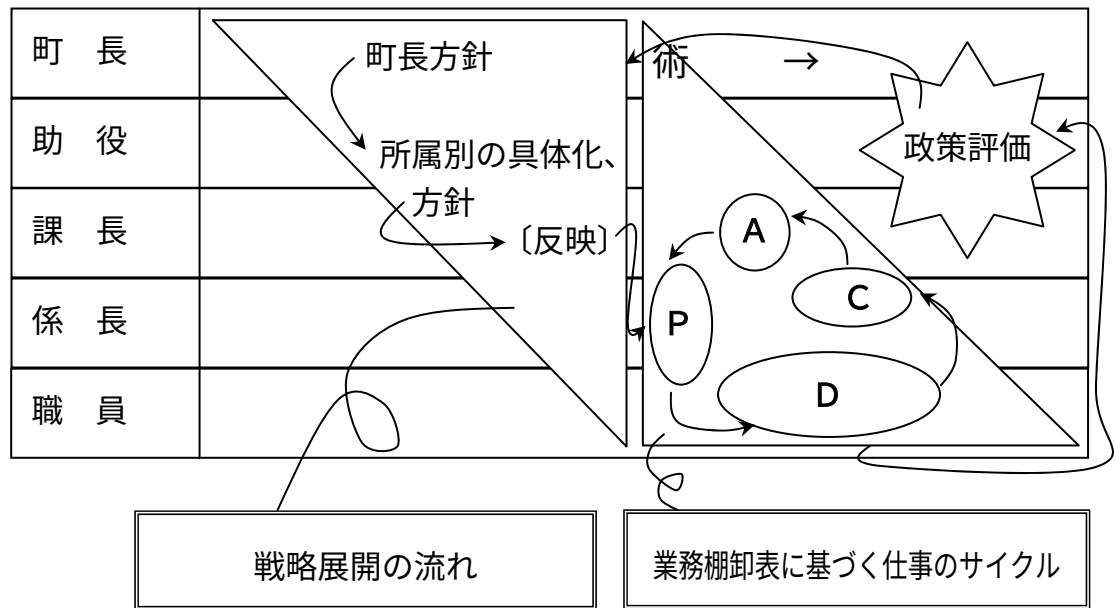
3. 具体的な仕組みづくり

- (1) 限られた資源（人・もの・金・情報）で目的・成果指向型の朝日町行政経営を行います。また、自律的行政経営能力（自治能力）の向上をめざし、そのために目的と目標を明確にした行政を行います。
⇒TQM（総合的品質経営）
- (2) 迅速で的確な行政経営を実現し、成果を上げるための簡素で効率的な組織を構築します。
⇒成果志向型組織
- (3) 限られた財源で、重点的で創造的な政策を進める行財政経営を行います。
⇒戦略の展開
- (4) 資源を効果的に投入するための目的、成果指向型の行政経営手法を行います。
⇒任務目的別作戦書（業務棚卸表）の活用

TQMの活用サイクル概念図

朝日町においては、TQMとは総合的品質経営（TQM／トータル・クオリティー・マネージメント）のことをいいます。

行政サービスのめざす成果を定め、それに向かって、最少の経費で最大の効果をあげるための戦術を指し、PDCAサイクルを行い、行政経営の質の維持・向上をめざします。



- ◎ 2つの三角形の横幅は、それぞれの役職における仕事量
- ◎ 任務目的別作戦書に基づく仕事のサイクル「PDCA」は、任務における、主に担当すべき役職の位置
〔組織再編により階級の表現が改善される場合あり〕
P→係長中心、D→係長の指示のもと担当が実施、C→係長中心に課長と、A→課長
- Pは、プラン(作戦形成、計画) Dは、ドゥー(実施、活動)
- Cは、チェック(評価と現場での改善) Aは、アクション(抜本的改善、指示の明確化)

4. 総合発展計画（実施計画）、中期財政計画との連結

総合発展計画を着実に実行していくには、これまでの財政難を理由に総合発展計画を実施不可能という発想から、総合発展計画実施のために、行財政改革を断行するという発想に転換します。

また、成果志向の行政運営の視点から、従来にも増して施策の選択と集中をはかり、中期財政計画と整合性のある、より実効性の高い実施計画をします。

このように、実施計画、中期財政計画、行財政改革大綱は、共通の政策目的の達成に向け、相互に連携しながら、実効性を高めていくものであり、これらがそれぞれ連結した行政経営を進めます。

第6 職員の意識改革と能力開発

1. 職員の意識改革

(1) 目標の設定とその達成状況の把握を通じた意識改革

業務の執行に当たり、目標の設定やその達成状況の把握を通じ、成果（サービスを受ける側の効果）を中心とする新しい行政手法に取り組むことにより、職員一人ひとりの意識改革を進めます。

(2) 町民本意の行政の推進

目標の設定において、町民の立場に立った取り組みを進めるとともに施策展開のさまざまな場面において、町民との協働が推進されるよう配慮するなどより効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組めます。

(3) コストを意識した業務の効率的な執行

事業の必要性、効果、優先順位等の点検等を行うなど、事務事業の廃止・見直しや事務改善に取り組み、効率的な業務の執行に努めることにより職員のコスト意識を高めます。

2. 人材育成と能力開発

(1) 職員研修の充実・強化

職員に求められる役割や、責任に応じた能力向上のための職員研修の充実を図ります。演習形式の実践型研修を拡大するとともに、町民との協働を図る上から、職員のコミュニケーション能力の向上などを目指した研修会に積極的に職員を派遣します。

また、担当業務に直結した専門研修の充実を図ります。研修の成果を実際の業務に活用するため、研修で学んだ内容の業務への活用状況を一定期間経過後に他の職員に報告するなど、研修成果をより実践に結びつける仕組みを構築します。

(2) 自己啓発の促進

職員自身が主体的に研修等に参加できるような契機づくりや、参加しやすい職場環境づくりを進めます。また、自主研究グループ等への支援を積極的にはかります。

(3) 職員の能力の確認を踏まえた人材育成の推進

国の公務員制度改革で検討されている新たな評価制度の導入について調査・研究を行い職員の能力を踏まえた研修等を通じ、更なる能力の開発を推進できるよう検討します。

資 料

朝日町行財政改革大綱 資料

平成16年11月

朝 日 町

1. 本町財政の推移

①町税収入の推移

単位：千円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
町 民 税	218,411	234,237	231,677	218,531	190,280	175,632
個人均等割	5,414	5,626	5,464	5,312	5,174	4,826
個人所得割	177,025	187,149	184,608	177,748	160,818	145,868
法人町民税	35,972	41,462	41,605	35,471	24,288	24,938
固定資産税	358,131	361,515	361,200	367,787	366,072	337,670
土 地	92,563	92,747	94,424	95,645	94,268	94,187
家 屋	166,657	174,245	156,377	163,574	169,785	149,486
償 却 資 産	75,977	72,310	85,630	83,992	78,610	72,212
市町村交付金	22,934	22,213	24,769	24,576	23,409	21,785
特別土地保有税	—	—	43	22	69	—
軽自動車税	17,072	17,506	18,191	18,680	19,048	19,367
町たばこ税	41,921	43,631	42,928	39,483	35,484	34,817
入 湯 税	2,840	2,832	2,500	3,066	3,163	3,240
計	638,375	659,721	656,539	647,569	614,116	570,726

町税総額を見てみると平成13年度までは6億5千万円程度で安定していましたが、平成14年からは千万円単位で減少しており平成15年度と平成11年度を比較すると89百万円の減少となっています。特に町民税が今日の景気低迷で落ち込みが著しい状況となっています。

②地方交付税の推移

単位：百万円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
普通交付税	2,697	2,793	2,755	2,587	2,390	2,191
特別交付税	320	354	382	358	352	324
交付税 計	3,017	3,147	3,137	2,945	2,742	2,515

臨時財政対策債	—	—	—	101	206	379
---------	---	---	---	-----	-----	-----

本来町税が減少すれば、交付税が増額するのが、地方財政制度となっていますが、本町の交付税額については、税収が減少しているにもかかわらず平成11年度をピークに年々減少し、平成15年度では25億円まで減少しました。また、国の地方財政計画上は、臨時財政対策債を合計すれば前年度対比で増額することになっていましたが、本町の場合は合計しても毎年減少し続けています。

この理由は、学校数、学級数、生徒数など教育費の測定単位が年々減少していること、交付税措置分の公債費が減少していることなどが上げられますが、このことは今後とも同じ傾向にあります。さらに、平成16年度からは三位一体の改革で、国の交付税総額が大幅に削減され、小規模自治体への段階補正等の見直しも含めてさらに厳しさが増すと予測されています。

③経常的経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金）の推移 単位：百万円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
人 件 費	1,326	1,369	1,366	1,344	1,292	1,231
公 債 費	1,010	1,092	1,123	1,143	1,224	1,249
扶 助 費	361	358	106	110	114	180
繰 出 金	275	172	269	289	272	284
計	2,972	2,991	2,864	2,886	2,902	2,944

経常的経費の主たる人件費は平成12年度まで13億6千万円台まで上がり、ほとんど削減効果が現れておりません。平成13年度からは千万単位で減少してきており、少しずつではありますが職員数削減効果がでてきております。今後も制度や金額の見直しによって、引き続き抑制していく必要があります。また、公債費については、平成15年度がピークとなることが予測されております。

④一般財源の推移 単位：百万円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常経費充当財源	2,981	3,266	3,344	3,414	3,284	3,217
臨時経費充当財源	964	720	768	554	629	497
計	3,945	3,986	4,112	3,968	3,913	3,714

⑤基金の推移 単位：百万円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
基金総額	952	1,050	1,055	1,008	891	852
うち財調	350	380	334	318	328	418
うち減債	128	254	306	287	276	164

2. 各財政指標から見た財政状況

単位：％

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常収支比率	84.3	89.1	91.7	95.4	96.1	95.9
うち人件費	34.1	34.7	34.7	35.0	35.2	34.0
公債費比率	15.2	16.4	16.1	16.2	17.6	19.4
起債制限比率	12.1	12.1	11.7	11.5	11.7	12.4
財政力指数	0.199	0.193	0.192	0.192	0.200	0.205

※財政力指数は単位係数

類似団体の状況

単位：％

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常収支比率	—	80.7	81.6	82.5	85.1	
うち人件費	—	29.3	28.4	28.0	28.6	

参考

経常収支比率 歳出の人件費、公債費など経常的経費に、歳入の地方税、普通交付税、地方譲与税など経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が高いと財政の資金繰りが苦しく、投資に向ける財源が制約され、町民への要求に柔軟な対応が困難となります。

公債費比率 当年度の元利償還金（繰上償還の除く）が標準財政規模（一般財源の標準的な規模）のどの程度の率となっているものかを表はかるものです。

起債制限比率 公債費比率に交付税算入されている額を差し引き、3カ年平均にして表した比率。別な言葉でいえば、国が肩代わりしない借金の元利償還金の財政圧迫度。15％以上は警戒水域。20％以上で一部起債が制限され、30％以上で起債発行不可となります。

財政力指数 基準財政収入額が基準財政需要額のどの程度の比率となっているかをみる3カ年平均数値。自治体の財政にとりだけ力があるのかを示す指標。大きいほど税収が豊か。1以下の自治体は、税収が財政需要に対して不足しており、普通交付税が配分されます。

３．人口の動向

（１）平成１６年６月１日現在の年齢別人口

年 齢	男	女	計	割 合
０～ ９歳	３２１人	２９７人	６１８人	６．８％
１０～１９歳	５２３	４４２	９６５	１０．７
２０～２９歳	４１０	３８５	７９５	８．８
３０～３９歳	３８７	３４４	７３１	８．１
４０～４９歳	５５２	５２１	１，０７３	１１．９
５０～５９歳	７３１	５９７	１，３２８	１４．７
６０～６４歳	２８５	２６４	５４９	６．１
６５～６９歳	２９１	３２７	６１８	６．８
７０歳以上	９５６	１，３５１	２，３０７	２５．６
合 計	４，４５６	４，５２８	８，９８４	１００．０

本町の人口は、上記表からもわかるように８，９８４人で平成１２年国政調査人口９，３３７人より３５３人の減少となっています。特に６５歳以上の高齢者については２，９２５人で全体の３２．４％となっており、約３人に１人が高齢者という現況となっています。また、町活性化の中心となる２０歳から３９歳までの青年層の人口はわずか１６．９％となっており、特に周辺集落地域において極端に少なくなっています。

また、集落別の平均年齢をみても、６０歳を超えている地域が見られるなど、町財政と地域社会の活力を維持していくには、今後の年齢構造とそれに伴う所得の動向について注目していく必要があります。

4. 中長期財政の見通しの基礎資料

(1) 人口推計方法

将来人口推計 (財団法人日本統計協会推計 平成14年3月)

単位：人

区 分	平成12年	平成17年		平成22年		平成27年	
			対12年		対12年		対12年
人 口	9,337	8,778	△1.8%	8,156	△4.4%	7,513	△19.5%

年齢別推計

区分	1 4 歳以下人口			1 5 ～ 6 4 歳人口			6 5 歳以上人口		
	平成 1 2 年	平成 2 7 年		平成 1 2 年	平成 2 7 年		平成 1 2 年	平成 2 7 年	
			対 1 2			対 1 2			対 1 2
人口	1,288	805	△20%	5,169	4,074	△9.5%	2,880	2,634	△8.5%

(2) 歳入歳出推計方法

歳 入	推 計 内 容
町民税	平成21年度までの人口動向と、これからの経済状況を推測すると年約2%減で推移すると思われます。ただし、平成16年度税制改正により均等割、配偶者控除、老年者控除、年金控除等の見直しにより一時的に税収は上がるが今後、高齢化率の上昇により課税対象者が約34%までに落ち込むと予測されます。
法人町民税	法人数の横ばいにより均等割額は、平成14年度と同額、法人税割額も平成14年度に戻るものとして推計しています。
固定資産税	(土地) 土地の下落により減額の傾向にあるが、制度的減額がなければ横ばい状況と思われます。 (家屋) 平成10年から平成16年度の実績を基に、木造の増4%、非木造の増2%とした。なお、平成19年度以降は上方修正し1%アップとした。(評価替は2%アップ) (償却) 平成17年度で250万の減を見込み、内閣府試算の傾向に基づき以後横ばいとします。
軽自動車税	人口の推計から横ばいと推計しています。
たばこ税	健康志向による禁煙者の増加と人口減少を想定しています。
入湯税	類似施設の増加により入湯税の減を見込んでおります。
交付金・納付金	国有財産等所在市町村交付金及び納付金については、保安林指定への動きがあり、減額が見込まれますが、確定していないため平成19年度以降は横ばいとします。企業局分は、実績を基に減を見込んでおります。
譲与税・交付金	平成16年度決算見込み額をそのまま推移するものとしております。

地方交付税	平成１６年度を基準とし、減少傾向は続くが減少率は小さくなると仮定しております。
国・県支出金	平成１６年度補助制度を基本に現在見込まれる制度改正を見積っております。
分担金・負担金	普通建設事業による分担金は見込んでおりません。
使用料・手数料	現行制度のまま値上げ分は見込んでおりません。
財産収入	不動産売り払い収入として、１８年度まで３百万円見込んでおります。
繰入金	特定目的基金から毎年５百万円繰り入れ、財調・減債は財源不足時に繰り入れることにしています。
繰越金	毎年度８０百万円見込んでおります。
諸収入	サテライト朝日からの収入は平成１７年度から４０百万円づつ見込んでおります。
町債	平成１９年度までは主要な投資的事業を見込み計上し、それ以降は、建設債１００百万円としています。

歳 出	推 計 内 容
人件費	別紙内容のとおりです。
扶助費	平成１５年度決算を基準とし、２１年度まで増減なしです。
維持補修費	平成１５年度決算を基本とし、２１年度まで増減なしです。
物件費	事務事業の見直し、経常経費削減により減少する。
投資・出資・貸付金	現行のままです。
補助金	病院事業会計への繰り出しは、繰り出し基準内とします。 補助金の見直しにより抑制を進める。一部事務組合負担金は、大規模建設事業をおこなわないことにしています。また、職員の削減についても実施することにして計算しています。
公債費	平成１６年度以降借り入れ分は、金利１．５～２．０％で計算をしています。１６年度は繰り上げ償還し、それ以降はしないことで推計しています。
普通建設事業費	全体的には抑制をしていきます。現在想定される平成１７年度デイサービス施設の増設、平成１８年度統合保育園建設、合併浄化槽かさ上げ単独補助は平成１６年度終了を計上しています。

(３) ５年間の収支見通し(財政の中期展望)

単位:百万円

	区 分		平 1 6	平 1 7	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1
歳 入	町 税		556	562	541	543	544	525
	地 方 交付税	普通交付税	2,109	2,005	1,910	1,820	1,760	1,725
		特別交付税	299	280	270	260	255	250
	小 計		2,408	2,285	2,180	2,080	2,015	1,975
	町債	通 常 分	178	171	290	217	100	100
		臨時財政対 策債	258	232	206	180	154	128
		減収補填債	6	6	6	8	8	7
	小 計		442	409	502	405	262	235
	国・県支出金		365	310	465	300	300	300
	繰入金	財政調整 基金	58	50	124	216	50	0
		減債基金	64	0	0	0	150	0
		特定目的 基金等	13	5	5	30	10	10
	小 計		135	55	129	246	210	10
	そ の 他		554	488	447	451	442	439
歳 入 計（A）			4,460	4,109	4,264	4,025	3,773	3,484
歳 出	人 件 費		1,208	1,151	1,107	1,094	1,069	1,020
	公 債 費		1,018	908	855	827	734	662
	投資的経費		469	318	576	370	250	250
	その他の経費		1,685	1,652	1,646	1,644	1,641	1,649
歳 出 計（B）			4,380	4,029	4,184	3,935	3,694	3,581
形式収支（A）－（B）			80	80	80	90	79	△97

(4) 各種基金の残高状況 (財政の中期展望)

単位: 百万円

項 目	平 1 6	平 1 7	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1
財 政 調 整 基 金	440	390	266	50	0	0
減 債 基 金	165	165	165	165	15	15
特 定 目 的 基 金 等	260	255	250	220	210	200
計 (当該年度末残高)	865	810	681	435	225	215

(5) 健全化後の5年間の収支見通し(自立のための財政計画) 単位:百万円

区 分			平 1 6	平 1 7	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1
歳入	町 税		556	563	542	543	545	525
	地方交付税	普通交付税	2,109	2,005	1,910	1,820	1,760	1,725
		特別交付税	299	280	270	260	255	250
	小 計		2,408	2,285	2,180	2,080	2,015	1,975
	町 債	通 常 分	178	171	290	217	100	100
		臨 時 財 政 対 策 債	258	232	206	180	154	128
		減税補填債	6	6	6	8	8	7
	小 計		442	409	502	405	262	235
	国 ・ 県 支 出 金		365	310	465	300	300	300
	繰 入 金	財 政 調 整 基 金	58	50	124	216	50	0
		減 債 基 金	64	0	0	0	150	0
		特定目的基金等	13	10	10	30	10	10
	小 計		135	60	134	246	210	10
	そ の 他		554	488	452	454	458	455
歳 入 計 (A)			4,460	4,115	4,275	4,028	3,790	3,500
歳出	人 件 費		1,208	1,067	989	957	901	830
	公 債 費		1,018	908	855	827	734	662
	投 資 的 経 費		469	318	576	370	250	250
	そ の 他 の 経 費		1,685	1,644	1,633	1,629	1,626	1,616
歳 出 計 (B)			4,380	3,937	4,053	3,783	3,511	3,358
形式収支 (A) - (B)			80	178	222	245	279	142

5. 朝日町立病院業務概要実績

単位：人

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
職 員 数	43	40	44	46	48	47
う ち 医 師	3	3	4	4	4	3
うち看護師	25	23	26	27	28	29
うちその他	15	14	14	15	16	15
外 来 科 目	3	3	4	4	4	4
病 床 数	60	60	60	60	60	60
延 べ 入 院 患 者 数	12,583	14,298	12,828	13,121	12,588	13,260
延 べ 外 来 患 者 数	43,633	45,372	48,654	51,092	53,573	50,957
訪問介護サー ビス利用者数	—	—	1,352	1,321	1,287	1,636
北 部 診 療 所	107	2,154	997	2,154	2,024	1,718
患 者 数 計	56,323	59,676	63,831	67,688	69,472	67,571
一日平均入院 患 者 数	34.5	39.1	35.1	35.9	34.5	36.2
一日平均外来 患 者 数	169.1	176.5	189.3	199.6	208.5	196.7
病床利用率%	57.5	65.1	58.6	59.9	57.5	60.4

○眼科は平成10年9月から非常勤医師、整形外科は平成12年6月から常勤医師、訪問介護サービスは平成12年度から実施

○看護師には准看護師含む

○一日平均入院患者数・外来患者数は病院分のみ

朝日町立病院損益計算書実績

単位：千円

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総 収 益	793,469	871,111	868,971	924,852	920,341	967,677
医 業 収 益	654,257	735,073	733,391	789,720	788,601	835,858
医 業 外 収 益	139,212	136,038	135,580	135,132	131,740	131,819
総 費 用	842,588	878,268	901,706	958,196	974,071	972,592
医 業 費 用	806,386	842,937	867,699	925,278	942,506	942,291
医 業 外 費 用	36,202	35,331	34,007	32,918	31,565	30,301
経 常 利 益	△49,119	△ 7,157	△32,735	△33,344	△53,730	△ 4,915
前年度繰越剰余金	△312,791	△361,910	△369,067	△401,802	△435,146	△488,876
当 年 度 末 処 分 利 益 剰 余 金	△361,910	△369,067	△401,802	△435,146	△488,876	△493,791

6. 朝日町定員管理計画

(総 括)

年 度	年度(当初) 職員数												年度末職員数							
	前年度職員数				当年度採用予定等				計 (A)				当年度退職者 (B)				計 (A - B)			
	町 部 局 等	病 院	水 道	計	町 部 局 等	病 院	水 道	計	町 部 局 等	病 院	水 道	計	町 部 局 等	病 院	水 道	計	町 部 局 等	病 院	水 道	計
12	150	39	5	194	1	7	0	8	151	46	5	202	5	2	0	7	146	44	5	195
16	136	46	4	186	0	3	0	3	136	49	4	189	9	1	0	10	127	48	4	179
17	127	48	4	179	0	2	0	2	127	50	4	181	5	0	0	5	122	50	4	176
18	122	50	4	176	1	0	0	1	123	50	4	177	1	0	0	1	122	50	4	176
19	122	50	4	176	0	0	0	0	122	50	4	176	4	0	1	5	118	50	3	171
20	118	50	3	171	1	0	0	1	119	50	3	172	3	0	0	3	116	50	3	169
21	116	50	3	169	0	0	0	0	116	50	3	169	0	0	0	0	116	50	3	169

(H16. 10. 1作成)

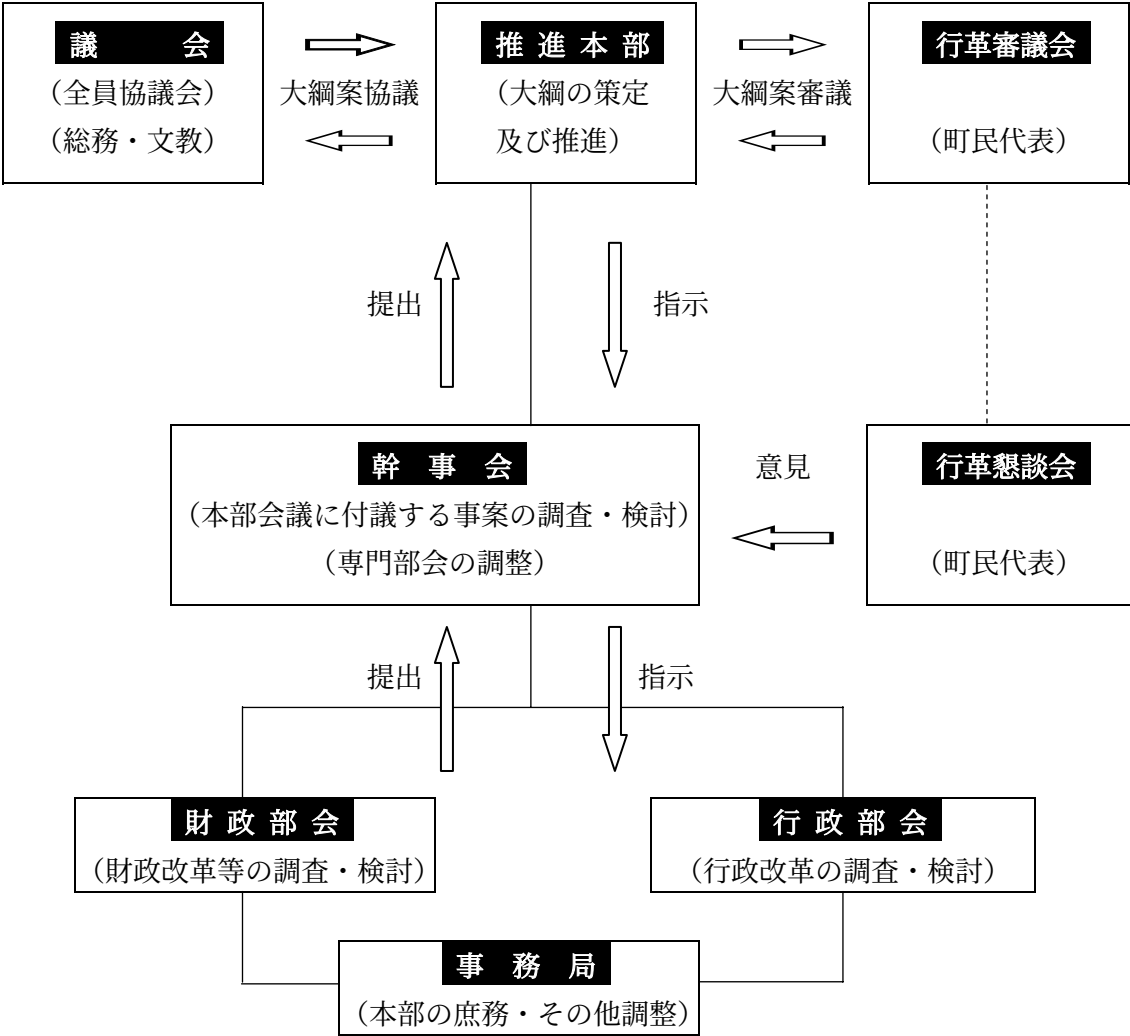
朝日町第3次行財政改革大綱策定の取り組み経過

5月10日(月)	第1回行財政改革推進本部会
5月17日(月)	行財政改革の打ち合わせ会議 町長、助役、総務課長、企画課長、事務局
5月18日(火)	第1回行財政改革推進本部幹事会
6月9日(水)	行財政改革推進本部事務局研修会
7月2日(金)	行財政改革の打ち合わせ会議 行政部会長副部会長、財政部会長副部会長、事務局
7月20日(火)	先進地視察(金山町) 幹事8名参加
7月27日(火)	第1回行財政改革懇談会 民間人8名より意見、提言を徴取
8月6日(金)	県市町村行財政運営特別対策班よりのヒヤリング
8月25日(火)	第2回行財政改革推進本部幹事会 中間報告
10月21日(木)	第3回行財政改革推進本部幹事会
10月27日(水)	第2回行財政改革懇談会 大綱案について説明し意見、提言を徴取
11月2日(火)	第2回行財政改革推進本部会 大綱案の検討
11月24日(水)	議会全員協議会 大綱案の説明し了承される

部会の開催

・行政部会	第1回部会	6月1日(火)
	第2回部会	6月8日(火)
	第3回部会	6月21日(月)
	第4回部会	7月6日(火)
	第5回部会	9月7日(火)
	第6回部会	9月21日(火)
	第7回部会	10月7日(木)
	第8回部会	10月19日(火)
・財政部会	第1回部会	5月21日(金)
	第2回部会	6月30日(水)
	第3回部会	7月15日(木)
	第4回部会	8月5日(木)
	第5回部会	8月26日(木)
	第6回部会	9月29日(水)
	第7回部会	10月12日(火)

朝日町新行財政改革策定体制



朝日町行財政改革推進本部員名簿

	職 名	氏 名	備 考
本部長	町 長	清 野 隆	
副本部長	助 役	白 井 淑 浩	
本部員	教 育 長	原 喜 内	長岡重利（10/1～）
〃	総 務 課 長	長 岡 重 利	富樫清志（10/1～）
〃	企 画 課 長	富 樫 清 志	熊谷貞則（10/1～）
〃	税務町民課長	渡 辺 吉 助	
〃	健康福祉課長	最 上 俊 一 郎	
〃	産業振興課長兼農業委員会事務局長	池 田 伸 一	
〃	建設課長兼水道事業所長	若 月 淳 一	
〃	町立病院事務長	松 尾 正 二	
〃	教育委員会管理課長	阿 部 忠 男	
〃	教育委員会生涯学習課長	宮 本 建 一	
〃	議会事務局長	鈴 木 千 良	

朝日町行財政改革推進本部幹事会名簿

《任期／平成16年5月～平成17年3月》

	職 名	氏 名	備 考
幹事長	総 務 課 長	長 岡 重 利	富樫清志（10/1～）
副幹事長	企 画 課 長	富 樫 清 志	熊谷貞則（10/1～）
幹事	税 務 町 民 課 主 査	佐 竹 長 司	税務町民課長補佐（10/1～）
〃	税 務 町 民 課 主 査	柴 田 智 子	
〃	税 務 町 民 課 係 長	井 上 智 恵 美	税務町民課主査（10/1～）
〃	健康福祉課長補佐	阿 部 則 雄	
〃	健康福祉課主査	白 田 久 寿	健康福祉課長補佐（10/1～）
〃	健康福祉課係長	村 山 敏 子	
〃	産業振興課長補佐	佐 藤 敏 行	
〃	産 業 振 興 課 主 査	川 口 幸 男	事務局（10/1～）
〃	建 設 課 長 補 佐	堀 幸 雄	
〃	管 理 課 長 補 佐	長 岡 典 巳	
〃	生涯学習課主査	橋 間 友 則	生涯学習課長補佐（10/1～）
〃	町立病院事務長補佐	安 藤 一 夫	
〃	議会事務局長補佐	長 岡 信 之	
〃	収 入 役 室 長	清 野 直 治	
事務局	総 務 課 長 補 佐	熊 谷 貞 則	川口幸男（10/1～）
〃	企 画 課 長 補 佐	鈴 木 康 宏	
〃	企 画 課 主 査	阿 部 喜 栄 治	企画課長補佐（10/1～）
〃	総 務 課 主 査	渡 辺 政 一	
〃	総 務 課 主 査	若 月 加 代 子	
〃	総 務 課 主 査	鈴 木 高 敏	
〃	企 画 課 主 任	阿 部 忠 之	
〃	総 務 課 主 事	阿 部 容 一	

朝日町行財政改革推進本部幹事会部会名簿

《任期／平成16年5月～平成17年3月》

《行政部会》

	職 名	氏 名	備 考
部会長	建 設 課 長 補 佐	堀 幸 雄	
副部会長	収 入 役 室 長	清 野 直 治	
部会員	町立病院事務長補佐	安 藤 一 夫	
〃	生 涯 学 習 課 主 査	橋 間 友 則	生涯学習課長補佐（10/1～）
〃	産 業 振 興 課 主 査	川 口 幸 男	事務局長（10/1～）
〃	税 務 町 民 課 係 長	井 上 智 恵 美	税務町民課主査（10/1～）
〃	健 康 福 祉 課 係 長	村 山 敏 子	
事務局長	総 務 課 長 補 佐	熊 谷 貞 則	川 口 幸 男（10/1～）
事務局	企 画 課 主 査	阿 部 喜 栄 治	企画課長補佐（10/1～）
〃	総 務 課 主 査	鈴 木 高 敏	
〃	総 務 課 主 事	阿 部 容 一	

《財政部会》

部会長	健 康 福 祉 課 長 補 佐	阿 部 則 雄	
副部会長	管 理 課 長 補 佐	長 岡 典 巳	
部会員	産 業 振 興 課 長 補 佐	佐 藤 敏 行	
〃	議 会 事 務 局 長 補 佐	長 岡 信 之	
〃	税 務 町 民 課 主 査	佐 竹 長 司	税務町民課長補佐（10/1～）
〃	健 康 福 祉 課 主 査	白 田 久 寿	健康福祉課長補佐（10/1～）
〃	税 務 町 民 課 主 査	柴 田 智 子	
事務局長	企 画 課 長 補 佐	鈴 木 康 宏	
事務局	総 務 課 主 査	渡 辺 政 一	
〃	総 務 課 主 査	若 月 加 代 子	
〃	企 画 課 主 任	阿 部 忠 之	

行財政改革懇談会委員名簿

氏 名	住 所	備 考
鈴 木 高 光	新宿 9 7 2－3 3	
鈴 木 繁 子	宮宿 2 1－4	
志 藤 宜 徳	玉ノ井丁 1 8 1	
安 藤 竜 二	大谷 5 2 1	
白 田 誠 一	和合 1 1 3 0	
成 原 明	新宿 4 3 0	
保 利 隆 宏	大谷 5 2 7－2	
布 施 久 志	宮宿 9 1－1	
登 坂 ひかる	三中甲 2 4 4	
白 川 千 春	松程 3 0 0	

朝日町行財政改革推進本部設置要綱

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に的確に対応し、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立に向けて、行財政全般にわたる総点検を行うとともに抜本的な改革を図るため、朝日町行財政改革推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）朝日町行財政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- （2）その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は助役をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び課長相当職にある職員をもって充てる。

（本部長、副本部長）

第4条 本部長は本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

（懇談会）

第6条 行財政改革大綱の策定にあたっては、広く町民のニーズを吸収するため有識者による行財政改革懇談会を設置する。

- 2 懇談会の委員は町長が委嘱する。
- 3 懇談会は町長が招集し、行財政改革についての審議、提言を求め、大綱策定に反映させるものとする。

（幹事会）

第7条 本部に、調査、検討及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、総務課長をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。
- 4 幹事は、課長補佐、主査及び係長の職にあるものをもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を必要に応じて招集し、その座長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 事務局は総務課内に置く。

附 則

この要綱は、平成7年8月21日から施行する。